

●パートナーシップの宣誓により利用可能な市の制度・手続き (令和6年4月4日現在)

制度・手続きの名称	内容	受領証等の 提示必要	受領証等の 提示不要	担当課
同一世帯での住民登録 (パートナーの続柄を 「縁故者」にする場 合)	生計が同一であれば、パートナーの 住民票上の続柄を「縁故者」とし て、同一世帯で住民登録することが できます。	○		市民課
犯罪被害者等見舞金	遺族見舞金について、パートナーも 対象者として支給を受けることが できます。	○		市民課
家族介護用品給付事業	パートナーも対象者としてサービ スを受けることができます。	○		保健福祉課
家族介護慰労事業	パートナーも対象者としてサービ スを受けることができます。	○		保健福祉課
市営住宅の入居申込等	パートナーとの入居申込, 同居申 請をすることができます。(入居資 格の要件を満たす必要があります。)	○		都市住宅課
罹災証明書	パートナーが委任状不要で申請す ることができます。	○		総務課
各種税証明書	同一世帯であれば、パートナーに関 する証明書を委任状不要で申請す ることができます。 ※ただし、固定資産税関係は私的財 産に係るものであり委任状を必要と しているため不可とします。	○		税務課
両親学級	パートナーも配偶者と同等として参 加することができます。		○	子育て支援課

●パートナーシップの宣誓をしなくても利用可能な市の制度・手続き

制度・手続きの名称	内容	担当課
同一世帯での住民登録 (パートナーの続柄を「縁故者」にする場合を除く)	生計が同一であれば、パートナーと同一世帯として、住民登録をすることができます。※住民票上のパートナーの続柄は、「同居人」となります。	市民課
火葬埋葬手続き	同居している場合、同居者として火葬埋葬の手続きをすることができます。	市民課
同一世帯としての国民健康保険への加入	住民票上同一世帯であれば、パートナーと同一世帯として、国民健康保険に加入することができます。	国保医療課
福祉サービス苦情処理制度の申立人の範囲	パートナーも配偶者と同等として制度を利用することができます。	保健福祉課
要介護認定申請	パートナーも代理申請をすることができます。	保健福祉課
生活保護	同居し、生計を同一にしている場合、パートナーも同一世帯として申請、受給することができます。	社会福祉課
DV相談	パートナーからの暴力(DV)についても相談できます。	子育て支援課
認定こども園等において、同性パートナーを送迎者として承認	パートナーが子どもの保護者として認定こども園等で送迎することができます。	子育て支援課
保育給付認定等申請 (同性パートナーを保護者として申請)	パートナーが子どもの保護者として利用申込みをすることができます。	子育て支援課
就学相談	監護者の同意がある場合、パートナーの子どもの保護者として利用申込みをすることができます。	学校教育課
救急車への同乗	救急搬送される際、パートナーも救急車に同乗することができます。	北斗消防署
予約図書を受け取り	パートナーが家族として代理受け取りが可能となります。	社会教育課
放課後児童クラブ	パートナーが子どもの保護者として利用申込みをすることができます。	子育て支援課
水道使用に係る各種届出	同居者であれば代理で手続きすることができます。	上下水道課
市営墓地	パートナーを使用権移転に係る親族とすることができます。	環境課
母子健康手帳の交付	パートナーが代理申請することができます。	子育て支援課